

豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）の規定に基づき、法第115条の32第2項により豊中市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた介護サービス事業者（以下「介護保険事業者」という。）における業務管理体制に係る確認検査（以下「確認検査」という。）の方法等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査体制)

第2条 確認検査は、福祉部福祉指導監査課が実施する。

(検査の種別)

第3条 確認検査の種別は、次のとおりとする。

- 1 一般検査
- 2 特別検査

(検査の実施方法)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

1 一般検査

介護保険事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、法第115条の32第2項に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。なお、報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

2 特別検査

指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(検査後の行政上の措置)

第5条 立入検査の結果、法第115条の32第1項に規定する基準の違反が認められた場合には、法第115条の34に定める「勧告、命令等」の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 確認検査に当たっては、必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、確認検査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。